

3 令和6年度介護報酬改定に関する事項

(1) 主な事項について

①基準条例の改正について

ア 概要

令和6年度介護報酬改定に伴い、関係する厚生労働省令や厚生労働大臣告示の一部が改正されました。本市においても、以下の条例を改正しましたので、遺漏のないよう対応してください。

- ・ 静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ・ 静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ・ 静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ・ 静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ・ 静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

※静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例は、なおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限が令和6年3月31日であったため、廃止をしました。

イ 条例の内容及び解釈

条例で規定する基準の内容は、以下のア)の独自基準を除いて、厚生労働省令と同じ内容となっています。また、基準の解釈は、当該基準の根拠となる厚生労働省令の解釈等を準用しています。

ア) 指定介護老人福祉施設(従来型)及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(従来型)の居室定員 ※条例施行後に整備するものに限る

省令の基準	一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
本市の基準	一の居室の定員は、1人とすること。ただし、居室を、入所者のプライバシーに配慮し、かつ、入所者が交流し、共同で生活を営むことができる構造として市長が別に定めるものとする場合は、2人以上4人以下とすることができる。